

## 「上野三碑を考える」

◎山ノ上碑

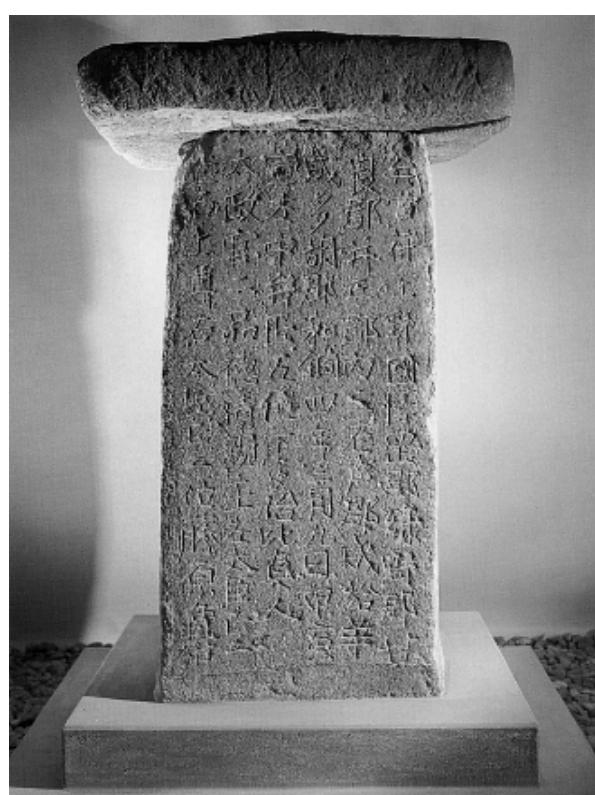


所在地：高崎市山名町  
年代：天武十年（六八一）  
材質：自然石輝石安山岩  
寸法：高さ 一二〇 cm  
幅 五〇 cm  
厚さ 五〇 cm

**【釋文】**  
辛巳歳集月三日記  
佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自此  
新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児  
長利僧母為記定文也 放光寺僧



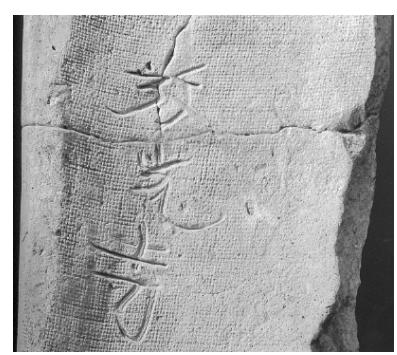
◎多胡碑



所在地：高崎市吉井町池  
年代：和銅四年（七一二）  
材質：牛臥砂岩  
寸法：  
（碑身） 高さ 一二五・五 cm  
上幅 六〇 cm  
下幅 六三 cm  
(笠石) 高さ 二五・五 cm  
軒幅 八八・五 cm

**【訓読文】**  
辛巳の歳集月三日記す。佐野の三家と定め賜ひし健守命の孫黒壳刀自、此れ新川臣の  
児斯多々弥足尼の孫大児臣に娶ひて生める児、長利僧、母の為に記し定むる文也。放光  
寺の僧なり。  
健守命 — ○ — 黒壳刀自  
———  
長利僧

新川臣 — 斯多々弥足尼 — ○ — 大児臣





【釈文】

弁官符上野国片岡郡綠野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡和銅四年三月九日甲寅宣左中弁正五位下多治比真人太政官二品穂積親王左大臣正二位石上尊右大臣正二位藤原尊

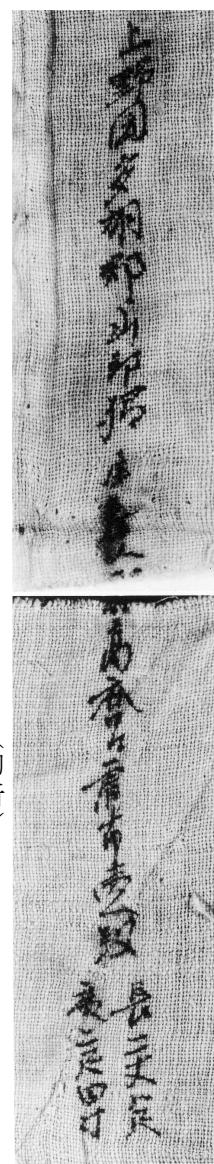
【訓読文】

弁官の符に、「上野国片岡郡、綠野郡、甘良郡、并せて三郡の内三百戸を郡と成し、羊に給ひて、多胡郡と成す」とあり。和銅四年三月九日甲寅の宣なり。左中弁正五位下多治比真人、太政官二品穂積親王、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊なり。

○参考 1

①上野国甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、綠野郡の武美、片岡郡の山等の六郷を割きて、別に多胡郡を置く。  
(続日本紀 和銅四・三・六) 一一一

②



(切断)

上野國多胡郡山那郷戸主秦人  
高麻呂庸布壹段

長二丈八尺  
広二尺四寸

(正倉院宝物揩布屏風袋)

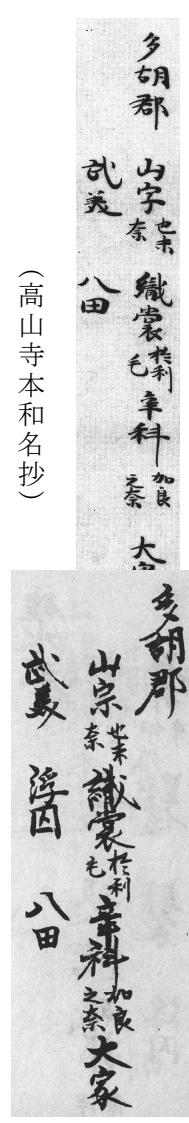


(同 拡大図)

③ 片岡郡

|    |     |    |      |    |     |
|----|-----|----|------|----|-----|
| 若田 | 和加多 | 多胡 | 高渠   | 佐没 | 長野  |
| 山宗 | 也末奈 |    | 太加無曾 |    | 奈加乃 |
| 織裳 | 於利毛 | 辛科 | 加良之奈 | 大家 | 武美  |
|    |     | 浮囚 |      |    | 八田  |

(二十卷本『倭名類聚抄』卷七より)



(高山寺本和名抄)

(天正本和名抄)

④合食封武百戸 永年者在四國  
播磨国揖保郡林田郷五十戸 但馬国朝来郡枚田郷五十戸  
相模国足下郡倭戸郷五十戸 上野国多胡郡山部郷五十戸

(法隆寺伽藍縁起并流記資財帳。天平十九年) ただし写本

⑤臣子の礼は必ず君の諱を避く。この「」と、先帝の御名及び朕の諱、公私触れ犯す。なほ聞くに忍びず。今より以後、宜しく並びに改め避くべし」とのたまふ。是において、姓の白髪部を改めて真髪部となし、山部を山となす。

(続日本紀延暦四・五・三) 《光仁天皇の名が白壁、桓武天皇の名が山部》

⑥紀伊国の安諱郡を改めて、在田郡と為す。詞天皇の諱に涉るを以てなり。

(日本後紀大同元・七・七) 《平城天皇の名が安殿》

⑦伊予国のかみの神野郡を改めて、新居郡と為す。上の諱に触るを以てなり。

(日本紀略大同四・九・二) 《嵯峨天皇の名が神野》

\*吉井町黒熊の奈良時代の寺院跡とされる遺跡からは、「山字乙稻目」という文字のある瓦が出土している。

⑧上野国に在る新羅人子午足等一百九十三人に姓を吉井連と賜ふ。

(続日本紀天平神護二・五・八) 766

○参考2 (石上尊、藤原尊について)

①天地の中に一物生れり。状葦牙の如し。便ち神と化る。國常立尊と号す。至りて貴きをば尊と曰ふ。自餘をば命と曰ふ。並に美譽等と訓ふ。下皆此に效へ。

(『日本書紀』卷一)

②謹白

進上鳥等

右件物、以月廿一日可用者、乞照此趣、不論昼夜、佐官高屋宅、仍具状、

謹白、

一進上鴨二翼直一百卅文

右御料買求、進上如件、

(天平宝字) 七年二月廿日上馬養状

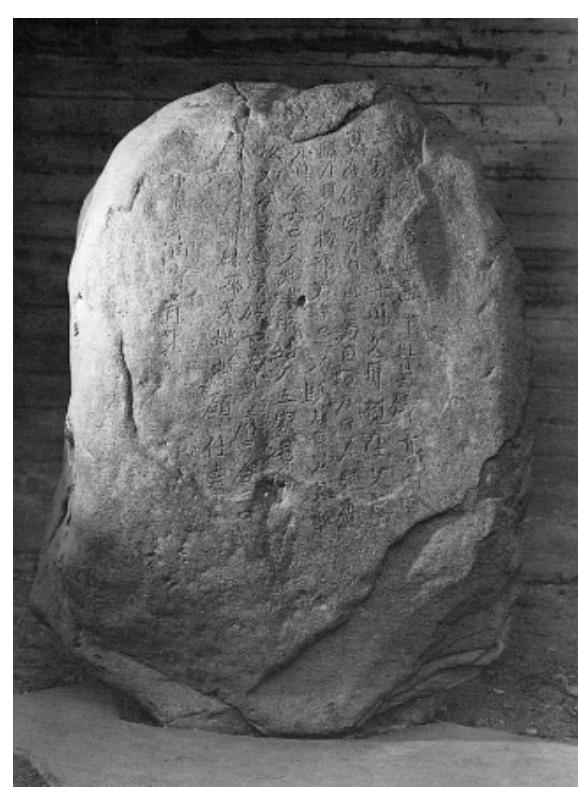
(上馬養状(正倉院文書)) 763

謹上 吉成尊侍者

◎金井沢碑

所在地：高崎市山名町  
年代：神龜三年(726)

材質：自然石輝石安山岩  
寸法：高さ 一一〇 cm  
幅 七〇 cm  
厚さ 六五 cm



【訳文】

上野国群馬郡下賛郷高田里  
三家子孫為七世父母現在父母

現在侍家刀自池田君目頬刀自又児加

那刀自孫物部君午足次駢刀自次乙駢

刀自合六口又知識所結人三家毛人

次知万呂鍛師儀部君身麻呂合三口

如是知識結而天地誓願仕奉

石文

神龜三年丙寅二月廿九日

【訓読文】

上野国群馬郡下賛郷高田里の三家の子孫、七世の父母・現在の父母の為に、現在侍る家刀自、池田君目頬刀自、又児加那刀自、孫物部君午足、次に駢刀自、次に乙駢刀自、合せて六口、又知識に結べる人、三家毛人、次に知万呂、鍛師儀部君身麻呂、合せて三口、如是知識に結びて天地に誓み願ひ仕へ奉る石文。

神龜三年丙寅二月廿九日

○参考1（氏族について）

①上野国甘楽郡の人中衛物部蟾淵ら五人に姓を物部公と賜ふ。

（続日本紀天平神護元・一一・一） 765

②上野国甘楽郡の人外大初位下儀部牛麻呂ら四人に姓を物部公と賜ふ。

（続日本紀天平神護元・一一・一） 766

③上野国緑野郡小野郷戸主物部鳥麻呂戸中男作物鹿腊代雜……

（平城宮木簡）

④池辺の大宮に天下治らしめしし天皇、大御身勞き賜ふ。時に、歳次丙午の年なり。大王天皇と太子とを召して、誓願したまひしく「我が大御病、大平ぎなむと欲します故に、まさに寺を造り薬師の像を作り仕へ奉らむ」と詔りたまひき。……

○参考2（「下賛」について）

\*大宝年間（七〇一～七〇三）に国名の漢字二字化が行われた。それに遅れて、郡郷名の漢字二字化も行われた。いずれも徹底的なものであった。

・近淡海→近江、遠淡海→遠江、上毛野→上野、下毛野→下野、无耶志→武藏、

多遲摩・多遲麻→但馬、波伯吉→伯耆  
倭→大倭、嶋→志麻・志摩、木→紀伊、栗→阿波など

①制すらく。畿内七道諸国郡郷名は、好き字を着けしむ。（続日本紀和銅六・五・一） 713  
②凡そ諸国部内の郡里等の名は、並に二字を用ゐ、必ず嘉き名を取れ。

③其の郷の名の字は、神龜三年（七一六）の民部省の口宣を被りて、改めぬ。

（『延喜式』民部上）  
（『出雲国風土記』総記）

・拝志の郷。本の字は林なり。（意宇郡）

・漆治の郷。本の字は志丑治なり。（美談郡）

・多祢の郷。本の字は種なり。（飯石郡）など

743

○参考3（「知識」「誓願」について）

①菩薩の大願を發して、盧舍那仏の金銅像一躯を造り奉る。国の銅を尽して象を鎔、大山を削りて堂を構へ、広く法界に及して朕が智識とす。……この富と勢とを以てこの尊き像を造らむ。事成り易く、心至り難し。……是の故に智識に預かる者は懇に至れる誠を發し、各介なる福を招きて、日毎に三たび盧舍那仏を拝むべし。

（続日本紀天平一五・一〇・一五）

743

②河内国の人大初位下河俣連人麻呂は錢一千貫、越中国の人无位磯波臣志留志は米三千碩を盧舍那仏の知識に奉る。並に外從五位下を授く。（続日本紀天平一九・九・一） 747

③上野国碓氷郡の人外從七位上石上部君諸弟、尾張国山田郡の人外從七位下生江臣安久多、伊予国宇和郡の人外大初位下凡直鎌足等、各当國の国分寺に知識の物を獻る。並に外從五位下を授く。

（続日本紀天平勝宝元・五・一五） 749

④池辺の大宮に天下治らしめしし天皇、大御身勞き賜ふ。時に、歳次丙午の年なり。大王天皇と太子とを召して、誓願したまひしく「我が大御病、大平ぎなむと欲します故に、まさに寺を造り薬師の像を作り仕へ奉らむ」と詔りたまひき。……

（法隆寺金堂薬師如来像光背銘〈推古十五年銘〉） 607

⑤天皇、皇太子・大臣及び諸王・諸臣に詔して、共に同じく誓願ふことを發

てて、始めて銅・繡の丈六の仏像、各一躯を造る。

（日本書紀推古一三・四・一） 605

⑥皇后、体不予以たまふ。則ち皇后の為に誓願ひて、初めて薬師寺を興つ。

（日本書紀天武九・一一・一一） 680